

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第98号）

1 特別職の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第3条、第4条関係）

- (1) 6月に支給する場合には、100分の137.5に引き下げること。
- (2) 12月に支給する場合には、100分の152.5（平成24年12月にあつては、100分の150）に引き下げること。

2 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、1（1）及び1（2）（平成24年12月に係る部分を除く。）は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第99号）

1 一般職の職員のうち再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第38条関係）

- (1) 6月に支給する場合には、100分の120（特定幹部職員にあつては、100分の100）に引き下げること。
- (2) 12月に支給する場合には、100分の135（平成24年12月にあつては100分の132.5、特定幹部職員にあつては100分の115（平成24年12月にあつては、100分の112.5））に引き下げること。

2 一般職の職員のうち再任用職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第38条関係）

- (1) 6月に支給する場合には、100分の62.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）に引き下げること。
- (2) 12月に支給する場合には、100分の77.5（平成24年12月にあつては100分の75、特定幹部職員にあつては100分の67.5（平成24年12月にあつては、100分の65））に引き下げること。

3 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、1及び2（いずれも平成24年12月に係る部分を除く。）は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第100号）

1 職員のうち再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第29条関係）

- (1) 6月に支給する場合には、100分の120に引き下げること。
- (2) 12月に支給する場合には、100分の135（平成24年12月にあつては、100分の132.5）に引き下げること。

2 職員のうち再任用職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第29条関係）

- (1) 6月に支給する場合には、100分の62.5に引き下げること。
- (2) 12月に支給する場合には、100分の77.5（平成24年12月にあつては、100分の75）に引き下げること。

3 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、1及び2（いずれも平成24年12月に係る部分を除く。）は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第101号）

1 一般職の任期付研究員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第6条関係）

- (1) 6月に支給する場合には、100分の137.5に引き下げること。
- (2) 12月に支給する場合には、100分の152.5（平成24年12月にあつては、100分の150）に引き下げること。

2 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、1（1）及び1（2）（平成24年12月に係る部分を除く。）は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第102号）

1 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第9条関係）

- (1) 6月に支給する場合には、100分の137.5に引き下げること。
- (2) 12月に支給する場合には、100分の152.5（平成24年12月にあつては、100分の150）に引き下げること。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、1（1）及び1（2）（平成24年12月に係る部分を除く。）は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）